

# 栗石町低所得者等住まい・生活 支援事業への取り組みについて



(岩手県)  
社会福祉法人江刺寿生会  
養護老人ホーム松寿荘  
施設長 高橋 昌弘

# 1. 雫石町について

- 事業実施主体である雫石町は、県都盛岡市の西方約16kmに位置し、東は滝沢市、盛岡市に、西は秋田県仙北市、南は矢巾町、紫波町、西和賀町、花巻市、北は八幡平市に隣接しており、面積は601.01平方km(東西24km、南北40km)の町で、奥羽山系の山脈に囲まれた、農山村地域です。周辺には秀峰岩手山をはじめ1,000m以上の山々が連なり、標高300m以上が町の総面積の80%に達しています。
- 農業と観光を基幹産業としている町で、岩手山や駒ヶ岳等の雄大な山岳美など、豊かな自然と景観に恵まれています。また、日本最大の民間牧場である小岩井農場や鶯宿温泉、網張温泉を初めとするたくさんの温泉があります。更に、平成5年にアジアで初めてのアルペンスキー世界選手権大会が行われた雫石スキー場を含めて3つのスキー場もあります。
- 人口は17,094人で、減少の一途をたどっています。世帯数は6,268世帯で高齢化率も34.30%と年々高くなってきています。(29.4.1現在)
- 一人暮らしの高齢者(627世帯)及び低所得の高齢者も増加している状態にあります。
- 空き家については、定住人口の減少により増えており、居住・衛生環境上や防犯上の問題も危惧されています。



雫石町地図

## 2. 養護老人ホーム松寿荘の概要

社会福祉法人江刺寿生会（岩手県奥州市江刺区に法人本部を置く）が平成18年に岩手県より運営を受託した養護老人ホームです。

養護老人ホームの利用要件は、概ね65歳以上で低所得や病気・障害等により地域生活の継続が困難な状況にある方で、それらの方たちへの生活支援が主要業務となります。

当法人は、雫石町内で5つの事業（養護老人ホーム、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、雫石町低所得者等住まい・生活支援事業）を運営しています。

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| ① 所在地    | 岩手県岩手郡雫石町七ツ森16-37 |
| ② 定員     | 100名              |
| ③ 平均年齢   | 83才               |
| ④ 事業形態   | 個別型(36名)          |
| ⑤ 措置受託機関 | 県内外21市町村          |

### 3. 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

厚生労働省資料抜粋

1. 事業概要
 

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域連携・協働のネットワークを構築し、

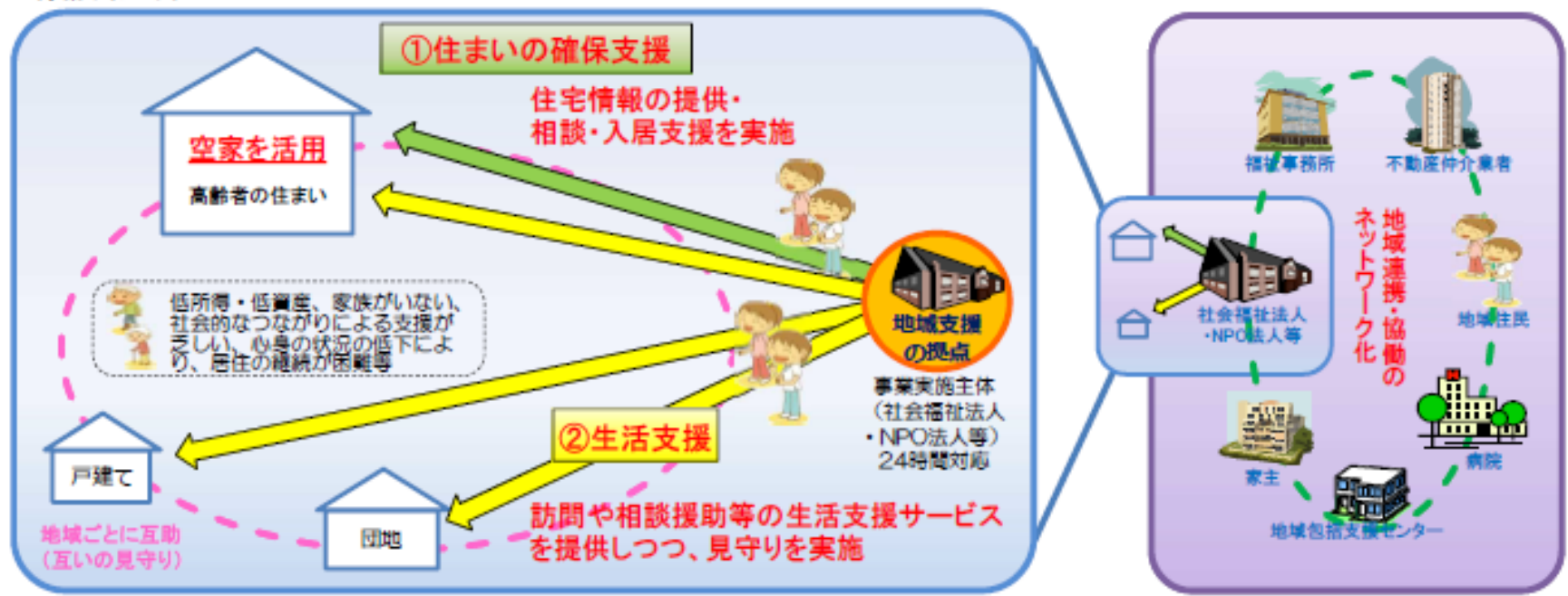
  - ①既存の空家等を活用した住まいの確保を支援するとともに、
  - ②日常的な相談等(生活支援)や見守りにより、高齢者が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備すること

等について、国としても支援する。
2. 実施主体
 

市区町村(社会福祉法人、NPO法人等への委託可能)
3. 補助単価等
 

1事業当たり 5,106千円(定額)※最長3か年

(事業のイメージ)



## 4. 事業実施経過

26年度	実施経過
10月 1日	雫石町より事業を受託し、事業を開始する
11月 1日 //	住居2棟を確保する(6畳×2、4畳、バス・トイレ) 担当職員2名を雇用する(嘱託職員)
12月18日	87歳で心疾患を有する一人暮らしの男性利用者(Aさん)が事業用住居に入居し、支援を開始する。建築後80年以上経過し老朽化した家屋で単身での生活を続けていたが、年に数回の救急搬送もあり、不安な状態にあった。
3月 2日	76歳の女性(Bさん)、息子さん(Cさん、55歳 障害有)を受け入れ、支援を開始する。生保受給世帯。亡夫が農業継続のために借金をしたが返済できず、家屋等は手放し、農機具等を格納する納屋で生活していた。Cさんの安全な生活の場を得る必要があった。

## 27年度

## 実施経過

6月18日 80歳の(女性利用者(Dさんが)新たに確保した事業用住居に入居し、支援を開始する。(住居は、6畳と7畳、バス・トイレ)月額にして約3万円程の生活費で暮らしていたため、事業利用時点で生保を申請し、受給開始となっている。

3月22日 56歳の男性(Eさん)が事業対象となる。雫石町外の療育センターで交通事故の後遺症(高次脳機能障害)のリハビリをしていたが退院対象となるも町内に住居がなく、単身での生活は困難な状態にあった。身体的には自立生活がどうか可能な状態にあり、本人は軽作業による就労を望んでいるため、約6ヶ月は施設敷地内の職員宿舎で生活し、清掃業務の実習を経て、28年7月からパート雇用とし、28年9月末に町内に確保した住居で地域生活を開始した。現在は住居から通勤する形で松寿荘の清掃業務に従事しており、生活・就労の両面について支援を行っている。

29年度	実施経過
4月24日	<p>88歳(Fさん)と81歳(Gさん)のご夫婦を受け入れる。</p> <p>旧開拓地域で農業・畜産業により生計を維持してきたが、高齢により事業継続は困難になる。また、住居の老朽化も著しく危険な状態にあったため事業の利用となった。生活面では自立している状態にあるが、家事能力等の確認のため施設敷地内の使用していない職員宿舎で生活をしていただいている。</p>

## (2) その他の取り組み等

27年度	取り組み等
9月	<p>事業利用者等の交流の場として町の中心街で空き家になっていた古民家を確保する。</p>
10月	<p>見学者 全国老施協 参事 福間 様  " 秋田県横手市 社会福祉法人 横手福寿会 様 (5名)  " " 一真会 様 (4名)</p>
11月	<p>見学者 宮城県老施協 様 (6名)  ・宮城県老施協に対して宮城県から本事業についての調査依頼があったとのこと。  " 雫石町民生委員協議会高齢者部会 様 (13名)</p>

28年度	取 り 組 み 等
3月	見学者 社会福祉法人(群馬県) 藤野園 様 (1名)
<p>本事業の取組等については平成28年度全国老施協研究大会及び東北大会・岩手県大会でも発表する機会をいただいている。</p>	
29年度	取 り 組 み 等
4月	見学者 社会福祉法人(福島県) 郡山清和救護園 様 (6名)

### (3) 厚労省モデル事業から雫石町事業への移行

29年度	厚労省のモデル事業としての期限が3月31日で終了したことに伴い、
4月 1日	雫石町が町事業として「雫石町低所得者等住まい・生活支援事業」を創設し、松寿荘に委託していただいたことにより、事業名称を変更して事業継続が可能となった。



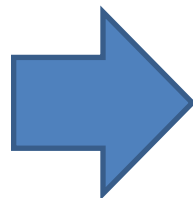
## 5. ①事 例 【Bさん親子の自宅】



窓ガラスが割れ、屋根が壊れている



納屋に避難し生活を送っていた



Bさん親子の転居後



街なかにある、平屋3Kの貸家



明るく、清潔感のある居室に

## ②事例【Fさんご夫婦の自宅】



中心地から離れた山林の中にある一軒家



数匹の猫と同居。こたつ兼布団の上には猫の糞尿が散乱していた

## 転居後の松寿荘職員宿舎



平屋2Kの職員宿舎。4棟ある



少しの支援があれば、清潔な生活を送ることができる

## 6. 支 援 体 制

支援員2名の体制は維持し、また、養護老人ホームの事務職員、生活相談員等が会計処理や事務処理、日常的な支援にも協力しながら事業を実施している。

また、支援員は平日の勤務とし、休日（土～日・祭日等）については養護老人ホームの日直職員が電話で安否確認を行い、緊急対応を要する場合は、支援員に連絡をすることとしている。昼夜を問わず、利用者からの緊急的な支援要請があった場合も同様である。

利用者住居には固定用電話か携帯電話を設置し、非常時の連絡網の掲示をしている。

養護老人ホームから利用者の住居までの距離は約3km弱であり、乗用車で5分程度であるため、緊急対応を要する場合も特に問題なく支援している。利用者の住居を担当する民生委員さんにも必要な場合は応援をして頂けるような体制にある。

## 7. 支援内容

毎朝夕の安否確認、利用者からの要請による買い物支援、通院補助、前住居の片づけ等や、地域の催し物、レク活動等の情報の提供と参加への支援等や、役場・郵便局・銀行などへの諸手続きへの支援。また、利用者個々の家事能力に応じて調理についての支援を行うこともある。

一定の支援を受けながら、地域で可能な限り自立した生活をしていただくことが基本になる。なお、利用者の意向を受けて養護老人ホームの施設機能を活用した支援も実施している。(Aさん・Eさんの例)

### 養護老人ホーム松寿荘が実施している支援体制図



## 8. 今後の利用見込み

都市部と異なり、農山村部が中心の本町では、地域的な互助の風潮や親戚縁者等との関係もそれほど希薄ではなく、対象となりそうな状態であっても何とか持ちこたえていることが多い。

また、資産としてはあまり価値がないにしても田畑や山林等や長年住み慣れた住居を有する場合は、住み替えのために転居することは一大決心であるため、簡単に本事業の利用に踏み切れない実態がある。

しかし、事業の対象となりそうな低所得で居住環境も良好といえない高齢者世帯は潜在的に存在しており、関係機関等の協力を得ながら生活状態の把握に努力し、事業の利用に結び付け、地域的なかかわりを継続しながら安全で健康な地域生活を維持できるよう、支援内容や支援体制の充実を目指したい。

## 9. 地域的な連携による支援体制について

### (1) 利用者選考会議（町主催）

事業対象者についての情報提供等があった場合は、詳細な状態像の把握のため訪問調査を実施し、それらの記録等を持ち寄って選考会議を開催し、協議の上、事業対象の是非について決定している。

会議のメンバーは、町福祉課、地域包括支援センター、松寿荘

### (2) 運営会議（町主催）

年に2回程度の運営会議を実施し、（1）の加えて、町社会福祉協議会、利用者の居住地を担当する民生委員の参加により、支援状況の報告や特に必要と思われる情報（心身の変化や生活の特徴、地域とのかかわり）などについて意見を交換し、事業に対する理解を深めていただきながら協力をお願いしている。

### (3) 協力を要請している団体等

町社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、町内高齢者介護・福祉施設等連絡協議会、不動産業者

## 10. 課題等

### (1) 空き家の活用について

地域にある空き家の活用による事業として取り組んではいるが、町や村という規模の中では不動産業者を介する以外に、個人の所有者との貸借関係により住居を確保している。事業の展開とともに地域的な理解も得られ住居の確保はそれほど困難ではない。

町内の社会福祉法人が借り受け、日常的な支援等も行うということで、比較的安心して貸していただけるようである。

ただし、リフォームを要する場合はその経費の問題も含めて個人所有の物件については困難を感じている。（所有者の高齢化）

なお、町内の空き家の状況としては、平成28年4月の町の調査によると、192件の空き家があり、

- 良好に維持管理されてそのまま利用可能な物件・・・95件
- 軽度の修繕等で利用可能な物件・・・・・・・・・・63件

合計158件が利用可能な状況にある。

## (2) 今後の事業展開について

厚労省のモデル事業から町事業に切り替わったが、町は高齢者を含む低所得者等ができるだけ地域生活を維持するためのシステムの一環として、また、空き家の有効活用という面からも対象者を拡大しつつ実施していく考えである。

また、事業を受託した松寿荘としても、地域生活を具体的に支えるための生活支援サービスの創意工夫に努め、施設機能を生かした事業運営により、関係機関の協力を得ながら利用者の掘り起こしと地域生活支援をさらに進めることとしている。





# 1 1. 本事業実施のメリット

## (1) 事業利用者

- ① 施設か在宅かという二者択一の選択ではなく様々な支援を受けながら生活する方法も**選択肢の一つ**となること。
- ② 住み慣れた地域で、縁者や友人知人とかかわりを持ちながら**地域生活を継続**できること。
- ③ どのような支援（生活支援、介護サービス）を受けて、どのような生活をするか**自己決定による生活**が可能であること。

## (2) 事業実施者（自治体）

- ① 高齢者を含む低所得者の住まいと生活に対する支援を具体化することで、**地域生活支援システム体制の構築**につながること。
- ② 措置費等による施設を利用した場合と各種支援による在宅生活をその経費により比較した場合、後者のほうが自治体としての負担が少なく、**費用対効果が十分にあること**（施設利用期間の短縮も）。
- ③ 空き家の活用という点では、社会的にも問題となっている**空き家対策**の一環となり、家賃収入等の**付属的な経済面でのプラス要因**への波及効果も期待できること。

### (3) 事業受託者（養護老人ホーム）

- ① 地域に展開する事業がなく、そのことが養護老人ホームの社会的な認知度にも影響している状況の中で、本事業を実施することにより施設の役割や機能等について地域住民や関係機関等に理解していただく契機となったこと。
- ② 施設内で培ってきた生活支援のノウハウを地域で実践することにより、業務の幅を広げ、職員の力量アップがはかれること。また、施設内の業務に社会性を持たせることにつながったこと。
- ③ 従来より、措置が決定し、施設利用が具体化するまでは利用者の状況を知ることができなかったが、措置機関である自治体と協働で本事業を実施することで、対象となる高齢者の情報等を共有し、施設利用の可否等について相互に検討しあえる状態が生まれたこと。
- ④ 施設利用者にとっても、住居を含めた生活環境の調整により、短期間の施設利用による地域生活への移行が可能となったこと。

## 12. まとめ と 雑感

平成26年10月から厚労省のモデル事業を雫石町から委託を受けて実施させていただき、29年4月からは雫石町の独自事業として継続して実施させていただいております。

地域的な事業展開が全くない状態の養護老人ホームとしては、施設内における低所得高齢者等への生活支援を地域にも展開できる重要な事業であると確信し、事業を推進してきました。

実施主体の雫石町をはじめ、実際に全国的な事業展開の指導に当たり、多くの協議の場を設定していただいた高齢者住宅財団及びそのスタッフとして助言指導をいただいた先生方には、何度となく雫石町にも足を運んでいただきました。

本事業は、低所得高齢者等としての対象者にとっても自治体にとっても非常に意義のある事業であり、全国的にも更なる展開を望むものです。

## ※ 参 考

養護老人ホーム松寿荘が実施しているその他の事業

### ①自立準備ホーム事業

法務省からの受託事業。矯正施設退所者への住まい、食事提供等。

### ②松寿荘地域生活支援短期宿泊事業

松寿荘単独事業。公益事業の取り組み。町内の低所得等高齢者で、一時的に養護等が必要になった場合に、低廉な価格で宿泊と食事を提供。

### ③低所得高齢者の身元保証人に関する相談及び代行事業

施設入所等に必要な身元保証人が、疎遠またはおられない方に対して、当該施設と協議の上、身元保証人を代行する事業。